

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月21日提出
【発行者名】	SOMPOアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 力
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【電話番号】	03-5290-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	SOMPOスイッチ NASDAQ100 レバレッジ2.5倍
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	募集額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして、繰上償還手続き開始等に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものがあります。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

<訂正前>

（略）

※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

（略）

※「第一部 証券情報 （１２） その他」に記載のとおり、繰上償還を行うこととなった場合には、継続申込期間は2025年12月22日までとなります。

（１２）【その他】

<訂正前>

①申込証拠金

（略）

②日本以外の地域における発行

（略）

③振替受益権について

（略）

<訂正後>

①申込証拠金

（略）

②日本以外の地域における発行

（略）

③振替受益権について

（略）

《繰上償還（予定）のお知らせ》

当ファンドは、2022年5月9日に設定し、現在まで運用を行ってまいりましたが、受益権の総口数は設定来10億口を超えることのない状況が続いており、将来的に効率的な運用を行うことが困難な状況となることが予想されます。今後も純資産総額の増加は見込み難く、繰上償還を行うことが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

＜今後の手続きと日程＞

・受益者の確定	2025年10月22日
・書面による議決権行使の期限	2025年11月20日
・書面による決議の日	2025年11月21日
・繰上償還予定日	2025年12月26日

本繰上償還は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還は行いません。この場合、速やかに受益者のみなさまにお知らせいたします。

繰上償還の決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

③ 委託会社等の概況

（i）資本金の額 1,550百万円 （2025年4月末現在）

（略）

（iii）大株主の状況（2025年4月末現在）

（略）

<訂正後>

（略）

③ 委託会社等の概況

（i）資本金の額 1,550百万円 （2025年7月末現在）

（略）

（iii）大株主の状況（2025年7月末現在）

（略）

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（略）

※2025年4月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

<訂正後>

（略）

※2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（略）

<リスクの管理体制>

（略）

（注）上図は、2025年4月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（略）

<訂正後>

（略）

<リスクの管理体制>

（略）

（注）上図は、2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（略）

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

※ 上記は2025年4月末現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（略）

<訂正後>

（略）

※ 上記は2025年7月末現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（略）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

2032年5月31日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項および第2項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

2032年5月31日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項および第2項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

※「第一部 証券情報（12）その他」に記載のとおり、繰上償還を行うこととなった場合には、信託期間は2025年12月26日までとなります。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

- (1) 資本金の額（2025年4月末現在）
（略）
- (2) 会社の機構（2025年4月末現在）
（略）

<訂正後>

- (1) 資本金の額（2025年7月末現在）
（略）
- (2) 会社の機構（2025年7月末現在）
（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2025年7月末現在、計293本（追加型株式投資信託173本、単位型株式投資信託88本、単位型公社債投資信託32本）であり、その純資産総額の合計は2,590,270百万円です。